

平成27年度第1回

函館市都市景観審議会会議録

開催日時	平成27年10月14日 水曜日 午後1時30分～午後4時00分
開催場所	函館市役所 本庁舎 8階 大会議室
次第	1 開会 2 議事 (1) 会長および副会長の選任について（公開） (2) 函館市の都市景観行政について（報告）（公開） (3) 函館市の屋外広告物の規制について（報告）（公開） 3 その他 4 閉会
出席者	都市景観審議会委員 14名 事務局 — 函館市 6名
傍聴者	一般傍聴者 0名 報道関係者 2名

1 開 会

(司会〔事務局〕)

平成27年6月27日に函館市都市景観審議会の委員の改選があり、委員の皆様には、平成29年6月26日までを任期として委嘱した。

【各委員紹介】

【函館市職員の紹介】

(都市建設部長)

【挨拶】

(司会〔事務局〕)

今日は14名の委員が出席し、過半数を超えているので、函館市都市景観条例第45条第3項の規定により会議が成立している。

【会議の公開・非公開および会議録の作成について説明】

2 議 事

(1) 会長および副会長の選任について

(司会〔事務局〕)

「議事1 会長および副会長に選任について」会長が選任されるまで、仮議長を選出して議事を進めたい。仮議長の選出については、事務局から指名したい。

(各委員)

異議なし

(司会〔事務局〕)

A委員に仮議長をお願いしたい。

(A委員〔仮議長〕)

会長の選出に入る。

函館市都市景観条例第44条第2項の規定により、会長は委員の互選によるとなっている。

(B委員)

C委員をお願いしてはどうか。

(各委員)

異議なし

(A委員【仮議長】)

C委員を会長に決定する。

(C委員【会長】)

【会長挨拶】

次に副会長の選任だが、副会長についても委員の互選で決めることとなっている。

(D委員)

E委員をお願いしてはどうか。

(各委員)

異議なし

(E委員【副会長】)

【副会長挨拶】

(2) 函館市の都市景観行政について

(会長)

「議事2 函館市の都市景観行政」

事務局から都市景観行政の概要について説明をお願いします。

(都市建設部参事3級)

【資料1にもとづき説明】

(会長)

何か質問はあるか。

【委員からの質問は無し】

(会長)

引き続き、景観行政の検証と見直しについて説明をお願いします。

(都市建設部参事 3 級)

【資料 1 にもとづき説明】

(会長)

平成 30 年度に景観条例施行 30 周年を迎えるにあたり、景観行政の検証をしたいので、各委員の意見を聴きたいということである。

(B 委員)

元町は昔はたくさんの方が住んでいたが、今は 5 人（いずれも 65 歳以上）しか住んでいない街区もある。今後どうなるか心配だ。

伝建物を所有しているが、補助制度を活用して保存していくというような時代ではなくなっていく。真剣に考えていかなければならない時期だ。

(E 委員)

市民は、景観や伝統的建造物群保存地区に馴染みがないのではないかと。もう少し分かりやすく、身近に感じられるようにできると良い。例えば、景観に関連して調査した内容や、改修の結果などを公開することも大事である。

西部地区以外で新しいもの建てる時に、街の人と景観について話すような機会があっても良いのでは。一部の人が決めているという感じではなく、市民が参加してつくっていく環境もすごく大事である。若い人を巻き込むことができるとうと良い。西部地区に新しい建物を計画する場合でも、伝統的なものを継承することは比較的考えやすいが、若い人がそこに住みたくなる、商売をしたくなるにはどうしたら良いかということも一緒に考えていけたら良い。

景観行政について、皆が関心を持つようになるということと、そこに色々な人が参加できる仕掛けがあると良い。

(F 委員)

学生が伝建地区のことを勉強しているが、学生がどういった調査をしたら良いかといったシーズとニーズのやり取りを大学と行政が組織的にやるということも考えていかななくてははいけない。

西部地区で最近新築物件が多いが、もう少し景観とマッチしたものをつくって欲しいと思う。西部地区に住んでいる人と西部地区を守ろうという行政施策や市民運動をしている人の意識と乖離があって、それをどうしたら良いかと考えているが、具体的は方策が浮かばない。市の職員で建築の専門家や博物館の学芸員などが毎日西部地区に出かけることができる余裕があっても良いのではないか。住んでいる人と毎日付き合うことができる人が必要だと思う。

最近一番気になるのは、空き地と空き家。景観行政の中で空き地・空き家をどのように位置付けていくのか。

(G委員)

気になるのは空き地と突然できる新しい建物の問題である。これをどのように歴史的景観とあわせていくのかが重要だと感じている。

函館が三大夜景から落ちたというニュースがあったが、夜景は函館山から見るわけで、函館山の周辺が暗いと夜景が薄暗くなってしまう。結果的にこれは空き地の問題とか伝建地区の建物が暗いといった問題とからんでくると思う。

西部地区は土地の流動性が非常に低いが、新幹線開業とか新しい外的要因によって、急激期に流動化がおきた場合、今の条例で対応できるのかということ、条例施行30周年に向けて見直していく必要があるのではないか。

(A委員)

空き家や空き地の問題や古い建物を継承するときはどうするのかというのが全国の歴史的な景観を保全している都市の課題である。古い建物は使われてこそ残るとというのが大前提である。古い建物を放置するとすぐにダメになる。

地域の中で古い建物や歴史的な建物をどうやって活かしていくのかということをもう一度見直さないといけない。建物の活用についての取り組みをしていかないといけない。

(H委員)

元町に住んで店を構えたいという若い人の希望者がたくさんいるが、実際に空き家と思われる建物の借り方や買い方が複雑で、うまく進まない。空き家を持っている人と空き家を借りたい人が居るのに、その人達をつなぐ良い手法が必要である。

(I委員)

高齢者を含めた弱者がどんどん都市景観に親しむことがとても大切である。若い人たちの参加もこれからの活性化という意味でもとても大切である。

西部地区を歩いてみると、休憩スペースとバリアフリーのトイレが少ないと感じた。高齢者などが西部地区を親しむためにも、空き家を利用するということも可能ではないかと感じた。

(J 委員)

西部地区は交通機関も含め不便だという意見をよく聞く。歴史的建造物がある西部地区だが、それを引き立てるためには街として住む人がいないとだめである。街がなくなって歴史的建造物だけが残っても仕方がない。基本的には西部地区に人が住むことが一番必要なことだと思う。

(K 委員)

人々の暮らしがあつての景観だと思う。交通が不便であったり、買い物がしにくいであったりとか、そこに住む人が住みたいと思う環境が整っていなければ、人は集まってこない。そこに人を集める手立てが、結果として景観にも活かされると思う。

(L 委員)

30年前はバブルの兆候が見えている時期で、その時期の制定された条例は商業、観光寄りの条例となっているのではなのではないかと推測する。現在は都市としては縮小していく時期にさしかかりつつあるので、30年前に制定した条例がうまく機能しなくなっているのではないか。

都市景観の政策は一つの各論であつて、何を目的としてそれが定まっているのかということ大きなビジョンで見直していくべき時期にさしかかっているのではないか。

推測ではあるが、仮に30年前に制定した条例が商業主体のものであるとすれば、今後はより一層「住」の方向へ施策をシフトしていくべき。それを実現していくためには、街としての成り立ちを含めた幅の広い目標が必要ではないか。30年経った今、非常に強い目標がまた一度必要なのではないか、より大きな目標を定める時期にきていると思う。

実際の街はテーマパークではない、今現在残っている歴史的建造物は徹底して守り抜くべき。

これから建てようとしている物件に対しても、もう少しデザインの許容を広げていく方向で検討していけないかと一設計者として思う。一番良くないのは過去の模倣である。イミテーションでは本物はつくれなない。ヨーロッパのような新陳代謝を繰り返すような町並みを手本にしながら、もう一度都市の目指すべき方向性を大きく見直す時期だと思う。

一方で新しさを許容していくことも必要である。150年前は、和洋折衷の建物はその時代の最先端だったはず、それが100年経って歴史的な町並みとして価値を持っているが、今から100年後に価値を生み出せるものが、今の函館にどれくらい育っているかということも非常に重要である。

都市は生き物のように絶えず変化していく側面もあるので、町並みに調和するというのは非常に難しく、単なる模倣では無理で、それを解釈しながら時代と共に少しずつ変化していく要素を許容していかななくてはいけない。函館の街が100年後何を誇れるのかというのが、今我々に課せられているものであると思う。

(D委員)

サインと夜景の関係でいうと、函館は照明が多いわけではなく、両側が海になっているという地形が函館の街の夜景を綺麗に見せる一つ要因である。西部地区の商店街は早くに店を閉めてしまい、照明を消してしまう。大門地区はアーケードを撤去してから、函館山から少しは看板の照明が見えるようになったが、西部地区も大門地区も店の数が減ってきている。

今のサインはほとんど電飾がない。板にシートを貼り付けただけのサインが多くなっていく。ネオンは夜景に効果があったと思うが、現在、ネオンはほとんどない。あと10年もすれば函館の夜景が売り物にならなくなるのではないかと心配である。

(M委員)

西部地区の歴史的な建物などについて生徒は興味は示すが、市が実施している補助制度のことはピンとこないようだ。補助制度を活用した建物などについての分かりやすいパンフレットなどがあると良い。そういったことを通じて、若い人が興味を示し、西部地区に住むことに繋がっていくと思う。

(N委員)

これまで数年間、委員を務めてきて、審議に取り組んできて、色々やってきたにもかかわらず、歴史的な建物がなくなったりしたが、それでもこういった努力は必要であり、それがなかったら現在の町並みも残っていなかったとは思う。

この審議会に対し難しさを感じるのは、名称の難しさである。例えば、景観形成指定建築物等といった名前が長すぎて覚えにくい。名称を分かりやすくすることで、話し合いもしやすくなると思う。

(会長)

ここでおこなっている景観行政と一般の住民との間での乖離のような状態を解消するために、住民を巻き込んでいくことを考えていかなければならない。審議すればするほど、その内容が専門的になり特化して、もしかしたら一般の住民の間に浸透していないのではないか。

システムや制度をこれから良くしていくという努力以上に、それをいかに住民の中に反映させていくかということが大事である。

景観を構成する要素は歴史的に大切なものでも、当然、経年変化があり劣化していくもので、それを前提とした景観行政、現実的な対応も必要であると感じた。

色々な意見が出たので、議事録かつキーワード集みたいなのでもまとめて欲しい。

(3) 函館市の屋外広告物の規制について

(会長)

議事3 函館市の屋外広告物の規制について

(都市建設部参事3級)

【資料にもとづき説明】

(会長)

この件で何か質問はあるか。

今の事務局の説明では、少し分かりにくかったが、現行の基準についてこのように見直す検討をしたいといった説明であったと思うが、次回は明確な変更案を出してもらい、それと現行の基準を比較して、問題点を議論する形にしていだだきたい。

(D委員)

西部地区に25平方メートルの大きさの看板は必要ないと思う。歴史的な町並みが残されている他都市では、看板はほとんどない。

現在、西部地区の掲出可能な案内用広告にコンビニへの案内広告は含まれていないが、実際にコンビニは半公共的な役割をもっているので、コンビニへの案内看板を設置したいとの要望もあるようだが、確かにコンビニはそういった役割を持っているとは思いますが、歴史的な町並みを保全している西部地区にはそういった看板はなくても良いと思う。

1軒がそういった看板を設置すると次から次に皆が設置しだし、乱立することになる。西部地区に大きな看板はない方が良いと思う。

(会長)

函館に住んで函館を愛する人の発想と新幹線開業による外部資本の発想とでは全然違うので、函館に愛着のない業者が何かをするときにどこまで可能なのか、最大限の可能性を考え、それが問題になるかどうかという見方も一度は必要である。性善説にだけ頼っていると、こういった大きな看板が設置されることもおきるので、事務局にはそういったことも含めて考えて欲しい。

全体を通じて、ほかに何か意見はあるか。

【委員からの質問は無し】

(会長)

では、今日の議事はこれで終了する。

3 その他

(会長)

その他で何かあるか。

(事務局)

【第20回函館市都市景観賞の決定および第21回函館市都市景観賞の募集について説明】

4 閉 会

(司会 [事務局])

以上をもって、平成27年度第1回函館市都市景観審議会を終了する。